

令和7年4月18日

保護者 各位

六ヶ所村立第一中学校
校長 藤川 俊彦

いじめ及びトラブルへの対応における警察との連携について(お知らせ)

参観日でもお話しましたが、昨年度に引き続きいじめ問題に関する重大な事案が発生し、生徒への被害が確認された場合、学校での解決が困難と校長が判断した場合は、警察と連携を図り学校として相談・通報をいたします。

相談・通報例は以下のようになります。

(1) SNS でのトラブルの場合

○名誉棄損、侮辱

- ・特定の人物を誹謗中傷するため、インターネット上に実名をあげて、身体的特徴を指摘し、気持ち悪い、不細工などと悪口を書く。

○脅迫、児童ポルノ提供

- ・同級生(先輩・後輩を含む)に対して、スマートフォン等で自身の裸や下着姿などの写真・動画を撮影して送らせる。
- ・本人の裸などが写った写真・動画をインターネット上で拡散する。また、拡散すると脅す。

○恐喝

- ・断れば危害を加えると脅し、オンラインゲームのアイテムを購入させる。

○自殺関与

- ・「死ね」とインターネットに書きこみ、その同級生が自殺を考えた場合。 ※言葉でのやりとりも同様。

(2) 学校・地域・家庭でのトラブルの場合

○暴行

- ・ゲームや悪ふざけと称し、繰り返し同級生を殴ったり蹴ったりする。
- ・無理やりズボンを脱がす。
- ・無理やり髪を切る。

○強要

- ・度胸試しやゲームと称して、無理やり危険な行為や苦痛に感じる行為をさせる。
- ・断れば危害を加えると脅し、現金を巻き上げたり、金品の強要をする。

○強制わいせつ

- ・嫌がっているのに、むやみに体を触る。

○傷害

- ・ハサミやカッター等で同級生を切りつけてケガをさせる。

○窃盗

- ・現金や物、他人の所持品を盗む。

○器物破損

- ・学校の物を故意に壊す。
- ・人の物をカッター等で切り裂く。
- ・動物に意図的に危害を加える行為。 など

上記はあくまでも例になります。学校で必要と思われる事案は、警察と連携し対応していきたいと思います。ご質問やご意見がございましたら六ヶ所第一中学校(72-2040)生徒指導主事(清水目)までご連絡ください。